平成22年(厚)第527号

平成23年5月31日裁決

主文

社会保険庁長官が、平成〇年〇月〇日付で、 再審査請求人に対し、遺族基礎年金及び遺族 厚生年金を支給しないとした処分は、これを 取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決 を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 国民年金及び厚生年金保険の被保険者であったA(以下「亡A」という。)が、平成〇年〇月〇日に死亡したので、請求人はその妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、遺族基礎年金及び遺族厚生年金(併せて、以下「遺族給付」という。)の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成○年○月○ 日付で、請求人に対し、「国民年金法第 37条の2・厚生年金保険法第59条に 該当する遺族とは認められないため」と の理由で、遺族給付を支給しない旨の処 分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、○○ ○○厚生局社会保険審査官に対する審査 請求を経て、当審査会に対し再審査請求 をした。
- 4 当審査会は、平成○年○月○日、亡A 死亡当時の戸籍上の妻であるBを利害関 係人に指定した。

第3 問題点

1 国民年金法(以下「国年法」という。) 第26条、第37条第4号及び第37条 の2第1項第1号の規定によれば、国民 年金の被保険者であった者で、保険料納 付済期間と保険料免除期間とを合算した 期間が25年以上あるもの(以下「適格 国年被保険者」という。)が死亡した場

合に、その者の配偶者でその者の死亡の 当時その者によって生計を維持し、かつ、 18歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子(以下「適格子」と いう。)と生計を同じくしていたものに 遺族基礎年金を支給するものとされてい る。厚生年金保険法(以下「厚年法」と いう。) 第42条第2号、第58条第1 項第4号及び第59条第1項の規定によ れば、厚生年金保険の被保険者であった 者で、保険料納付済期間と保険料免除期 間とを合算した期間が25年以上あるも の(以下「適格厚年被保険者」という。) が死亡した場合に、その者の配偶者でそ の者の死亡の当時その者によって生計を 維持していたものに遺族厚生年金を支給 するものとされている。そして、国年法 第5条第8項及び厚年法第3条第2項の 規定によれば、ここにいう配偶者には、 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含むものと されているところ、いわゆる重婚的内縁 関係が存在する場合には、死亡した者と 内縁関係にあった者は、その者が死亡し た者によって生計を維持していた事実の ほかに、法律上の婚姻関係がその実質を 失って形骸化し、かつ、その状態が固定 化している場合に限って、遺族給付を受 給することができる配偶者に当たるもの と解される(最高裁判所昭和58年4月 14日第一小法廷判決·民集37巻3号 270ページ参照)。そして、国年法第 37条の2第3項、国民年金法施行令第 6条の4、厚年法第59条第4項及び厚 生年金保険法施行令第3条の10の規定 によれば、「死亡した者によって生計を 維持していた配偶者」とは、死亡した者 と生計を同じくしていた配偶者であっ て年額850万円以上の収入又は年額 655万5千円以上の所得(以下、上記 の収入額又は所得額を「基準額」という。) を将来にわたって有すると認められる者 以外のものとされている(平成6年11 月9日庁文発第3235号社会保険庁運 営部年金指導課長通知参照)。

2 亡Aが適格国年被保険者及び適格厚年 被保険者であること、並びに請求人が基 準額を将来にわたって有すると認められ る者以外のものであって、亡Aが死亡し た当時において適格子と生計を同じくし ていたことは本件資料から明らかであ り、この点についての当事者間の争いは ないと認められるから、本件の問題点は、 亡Aの死亡の当時、亡Aと利害関係人と の婚姻関係が形骸化し、かつ、その状態 が固定化していたと認めることができる かどうか、及び請求人が亡Aによって生 計を維持していた配偶者であったと認め ることができるかどうかということであ る。

第4 事実の認定及び判断

- 1 本件資料及び審理期日における請求人 及び再審査請求代理人・C (併せて、以 下「請求人ら」という。)の陳述によれば、 次の事実が認められる。

 - (2) 請求人には、戸籍上の配偶者はないが、亡Aとの間にF(平成〇年〇月〇日生まれ。以下「F」という。)が出生した。Fは、平成〇年〇月〇日、亡Aにより認知の届出がなされた。請求人の平成〇年中の総所得金額は〇〇〇万〇〇〇〇円である。
 - (3) 亡Aは、昭和○○年○月○日に○
 ○市○区○○○○丁目○○番地の○ b
 ○○○○○○○○○(以下「b宅」という。)に住所を定めた後、平成○年
 ○月○日にb宅から○○○市○○○○
 ○○番地○(以下「c宅」という。)に、平成○年○月○日にc宅からa宅にそれぞれ転居し、亡A死亡時点における

同人の住民票上の住所はa宅である。請求人及びFは、平成〇年〇月〇日に〇〇市○区〇〇町〇丁目〇〇〇番地からc宅に、平成〇〇年〇月〇日にc宅からa宅にそれぞれ転居し、亡A死亡時点における請求人及びFの住民票上の住所はa宅である。利害関係人は、昭和〇年〇月〇日にb宅に住所を定めた後、平成〇年〇月〇日にb宅から〇一市〇〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号(以下「〇〇宅」という。)に、平成〇年〇月〇〇日にc宅からb宅にそれぞれ転居し、亡A死亡時点における利害関係人の住民票上の住所はb宅である。

- (4) 請求人らは、次のとおり述べている。
 - ア 亡Aとは平成〇年〇月ころから同 居し、平成〇年〇月〇日には亡Aと の間にFが生まれた。亡Aは、勤務 していた d 社(以下「d 社」とい う。)の人事異動により平成○年○ 月に○○県に転勤し、請求人とFも ○○県に転居し、Fは○○県の幼稚 園に入園した。平成○年○月に亡A は○○県に転勤となったので、請求 人とFは○○県に転居することとな り、Fの幼稚園も変更となった。平 成〇年には、Fが小学校に入学する ために○○○市に転居した。そして、 平成〇〇年に a 宅を購入して転居 し、現在に至っている。生計につい ては、亡Aが地方に居る間は、毎月 ○○万円から○○万円の生活費と、 ボーナス時に○○○万円ずつの生活 費で、請求人が家計のやりくりをし ていた。平成○年に○○○市に戻っ てからは、d社の経営状態も悪くな り、毎月○万円とボーナス時○万円 の生活費となり、d社が破綻してか らは、毎月○万円の生活費と、請求 人がパートに出て得た収入で生活し ていた。
 - イ 亡Aは、平成○年○月○日に発病 し、同年○月○日までe病院に入院

後、a 宅で請求人が介護をしていた。 e 病院を退院した時に介護度 4 で あったが、その後病状が進んで介護 度 5 となり、身体障害者手帳の交付 も受けた

亡Aは、病院への通院も不可能と なり、入院を勧められたが、亡Aは 入院を拒否し、a 宅を訪問してくれ る医師に切り替え、a宅で点滴、酸 素吸入、吸引を行っていたが、平成 ○年○月からは危篤の状態が続き、 平成〇年〇月〇日に死亡した。 亡A が死亡した時に立ち会ったのは、請 求人、F及びヘルパーのGの3名で あった。亡Aの死亡については、請 求人から亡Aの母に連絡し、その関 係から利害関係人に連絡がいったも のと思われる。葬儀については、利 害関係人側で行うとの強い申出があ り、亡Aの意思確認もできないため、 請求人の方では執り行うことができ なかった。亡Aの入院費用や介護費 用については、亡Aの預金と請求人 のパート収入から支払っており、入 院費用の領収書も持っている。ま た、亡Aの母には、亡Aが入院中に、 同人から紹介された。その後、主治 医からの説明を受ける際には、亡A の母と一緒に話を聞くようにしてい た。

- ウ 平成○年○月ころと記憶しているが、弁護士経由で利害関係人から亡 Aに慰謝料の請求が来ており、亡A から、「現在の自分では支払いできる金額ではない」との相談を受けた。
- エ 亡Aとは長期間生計を共にし、また、亡Aが亡くなるまでの同人の生活について、請求人とFが全面的に世話をしてきたのは事実であり、介護保険申請、障害者手帳申請等の役所関係書類についても、請求人が手続をした。そして、亡Aが亡くなった段階で、利害関係人が急に動き出した。
- オ 亡Aの利害関係人に対する送金

は、少なくとも直近の10年間に あってはたかだか数万円であり、生 活費としては到底足りない金額であ ることは明らかであるし、子供名義 の口座に対する送金は、生活費とし ては極めて少額で、生計維持にはほ とんど寄与せず、また、不定期の送 金は、子供に対する援助の趣旨であ ることが窺われる。加えて、亡Aの 利害関係人に対する送金は、マン ションの管理費であることが明らか になった。マンションの管理費は、 いわば亡A自身の資産である不動産 の維持管理費用にほかならず、利害 関係人の生活費に使われるものでは ないことは明らかである。

- (5) 利害関係人は、次のとおり述べている。
 - ア 利害関係人と亡Aはd社に勤務中 に知り合い、両名は昭和○年に婚姻 し、住所はb 宅に平成〇年〇月〇日 まで○○年間あった。その間、亡A は地方に転勤があったが、住所は移 動せずにきた。亡Aは、平成〇年、「少 し一人で考えたいことがある」と 言って家を出た。何度も「帰ってき てほしい」と頼み、話合いもしたが、 よく分からないまま家を出て行って しまった。そして、亡Aは、平成○ 年〇月〇日に一人世帯でc宅に、平 成〇年〇月〇日に一人世帯で a 宅に 転居したが、その当時から、亡A一 人で住んでいると、家族、両親、弟 に言っていた。 d 社が倒産するとい う状況下、いろいろなしがらみに悩 んでいたのかと思っている。平成○ 年当時から亡Aはd社の管理職で あったから、d社の経営状態を把握 していたものと思う。そして、亡A からは、独立するという話を以前か ら聞いていた。平成○年○月に d 社 は破綻したが、退職後の夢を持って いたのだと思う。a宅はNPO法人 を登記していた住所でもあり、何か あった場合に、事が家族にも及ぶの

を気にしていたので、住民票も一人 世帯にし、NPO法人の事務所も a 宅にしていたのではないかと思う。

- イ 昭和〇年の婚姻以来、亡Aからは 生活費を頂いていた。地方に転勤後 も、単身赴任にもかかわらず、d社 の景気が良かったので、月に○○万 円、ボーナス時には○○万円ずつを 頂いてきた。銀行振込みか、亡Aが 家に帰ってきた時に手渡しでもらっ ていた。亡Aが○○市に赴任中、d 社の状態が悪くなり、給料がカット されてしまい、利害関係人への振込 金額を減らしてほしいと連絡があっ た。そのころは子供も大きくなって きて、教育費もかかり始めたので、 利害関係人もパートで働いているの で無理をしないでと言った。そして、 d社の倒産後、仕送りの額は減っ ていったが、生活費の振込みは平成 ○年○月まで、マンション管理費の 振替えは亡Aが病に倒れるまであっ た。亡Aからの子供たちの学費の支 払と小遣いは、Dについては同人が 社会人になるまで、Eについては亡 Aが亡くなる直前まで続いていた。
- ウ 平成○年に戸籍を取り寄せたとこ ろ、Fが生まれており、亡Aが平成 ○年○月○日にFを認知していたこ とを知った。その時の気持ちは、言 葉に言えないほどとても辛かった。 亡Aも、その事情を言えないまま悩 んでいたのかと思う。それから、利 害関係人の中学校の同級生であった 弁護士に頼んで、平成○年に書面(以 下「本件書面」という。)を亡Aに送っ てもらい、会って話をして頂いた。 亡AがFを認知したことについての 話合いと、もし離婚になるのであれ ば、子供に対しての金銭的な話合い を互いにしていった。ただし、利害 関係人は亡Aと離婚したくなかった ので、離婚についての不受理申請を 出した。もちろん、亡Aと離婚の合 意はしていないし、婚姻関係を解消

するに相応した財産的給付ももらっ てはいない。

- エ 亡 A が倒れたのを知ったのは、20日以上経過してからで、亡 A の大学時代の友人が、両親の連絡先を探し当て、亡 A の実家に連絡があり、その時に初めて知った。亡 A が自宅療養になってからは、請求人がいる a 宅を訪ねるのは亡 A の弟に止められ、泣く泣く諦めた。そして、亡 A の死期が迫っていることを知り、息子たちだけは会いに行かせた。
- (6) 亡Aの母であるH(以下「H」という。)が作成した「陳述書」と題する書面(平成○年○月○日付)の概要は、①

亡Aは、利害関係人と別居した後、 正式に離婚しようといろいろ交渉して いたが、離婚には至らなかった、しか し、別居後は相互の面会はなく、D及 びEについての面会もHを介してする ことが多く、Hの目からは事実上離婚 をしたのと同じ状態だった、②亡Aは Fを認知し、同居の上、育てた、そし て、亡Aの転勤に伴い、請求人とFと 三人で生活していた、③ 亡Aの療養 中に、利害関係人は一度も見舞いに来 ていないし、面会したいとの連絡もな かったが、亡Aが病院から退院後、a 宅に戻り、同人が亡くなる1月ほど前 に、Eから利害関係人と共に亡Aを自 宅に見舞いたいとの連絡があったとこ ろ、長期間互いに行き来がなく、亡A から利害関係人の話が出ることは一度 もなかったので、見舞いの件は断った、 ④ 亡Aが亡くなった後に葬儀を行っ たのは利害関係人であるが、その経緯 は、Dが成人しているので喪主として 葬儀を行うのが一番いい形との話にな り、Hは、長い間看取ってくれた請求 人がかわいそうだったが、請求人はそ の申出を受け、利害関係人が葬儀を行 うことになった、というものである。

(7) 亡A名義のf銀行(店番〇〇〇)の 預金通帳(以下「通帳①」という。)上、 平成○年○月○日から平成○年○月○ 日までの間に、延べ○○回、総額○○ ○万円の亡A名の振込みが認められ、 平成○年○月○日から平成○年○月○ 日までの間に、延べ○○回、総額○○ ○万○○○○円の預金の引出しが認め られ、平成○年○月○日から平成○年 ○月○日までの間に、「マンションカ ンリヒ」、「電話」、「電気」、「ガス」、「水 道」、「ホケンリョウ」などの名目で多 数回の引落としがされていることが認 められる。亡A名義のg銀行b支店 の預金通帳(以下「通帳②」という。) 上、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇 月○日までの間に、延べ○○回、総額 ○○○○万○○○○円の亡A名の振込 みが認められ、平成○年○月○○日か ら平成○○年○月○○日までの間に、 延べ〇〇回、総額〇〇〇万〇〇〇〇円 の預金の引出しが認められ、平成○年 ○月○日から平成○年○月○日までの 間に、「助成公社返済」、「DFマンショ ンカンリヒ」、「授業料」、などの名目 で多数回の引落としがされていること が認められる。利害関係人名義のg銀 行の預金通帳(以下「通帳③」とい う。) 上、平成〇年〇月〇日から平成 ○年○月○日までの間に、亡A名の振 込みが延べ○○回認められ、1回当た りの額は○万円から○万円の範囲内で あり、その総額は○○○万○○○○円 である。E名の預金取引明細表(金融 機関名は不明であるが、「○○○○支 店! の記載がある。以下「本件明細表! という。) 上、平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日までの間に、亡A名 の振込みが延べ○○回認められ、その 額は月額○○○○円から○○万円の範 囲内であり、その総額は○○○万○○ 〇〇円である。

(8) 本件書面は、利害関係人の代理人として弁護士・I及びJが平成〇年〇月〇日付で亡Aに送付した「通知書」と題する書面であると推認されるところ、同書面の概要は、① 亡Aは、平

成〇年〇月ころより、亡Aが一方的に出ていく形で利害関係人との別居を開始し、その直後から請求人と同居して内縁関係を結び、利害関係人との別居の1年後にはFが生まれ、平成〇年にはFを認知しており、かかる亡Aの行為が不貞行為に該当することは疑う余地がなく、これにより利害関係人が被った精神的損害を金銭に換算すれば、〇〇〇万円を下ることはない、②亡Aはb宅をもって利害関係人に対する財産分与としたい旨主張している

ところ、b 宅の時価は〇〇〇万円であ

り、同居当時の亡Aの収入及び婚姻期 間の長さにかんがみると、あまりに僅 少であるといわざるを得ない、③ 亡 Aが平成○年○月に利害関係人と別居 後、利害関係人に対し、しばらくは月 額○○万円、ボーナス時○○万円を婚 姻費用として支払い、その後一方的に 減額してきており、現在では支払われ ていないが、夫婦間においては婚姻費 用の分担は当然の義務であるところ、 財産分与においては過去の未払いの婚 姻費用を考慮すべきである、④ 亡A は平成○年にd社を退職し、その退職 金をもって現在住んでいるマンション を購入しているが、退職金も財産分与 において考慮すべき要素となる、⑤ このように考えると、b宅のみでは財 産分与として不十分であり、これとは 別に、慰謝料〇〇〇万円を請求する、 よって、b宅の外、○○○万円を請求 する、⑥ 以上につき、亡Aと協議し たく、連絡してほしいが、もし、亡A が2週間以内に何らの回答もしない場 合、やむを得ず法律上の手続を視野に 入れた解決策を取らざるを得ないこと を併せて通知する、というものである。

- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 亡Aと利害関係人との婚姻関係が 形骸化し、かつ、その状態が固定化し ていたかどうかであるが、次のような 事情を総合勘案するならば、両名の婚

姻関係は、亡A死亡の当時において、 形骸化し、かつ、その状態が固定化し ていたものと認定するのが相当であ る。

- ア 亡Aは、平成○年○月ころから利 害関係人と別居し、平成○年○月○ 日に死亡するまでの約○○年間の長 期間にわたり、別居を継続していた。 別居の理由として、前記1に記載された認定事実を総合すれば、亡Aが記に生活することと 選択したことは明らかである。 亡A と利害関係人との別居期間中、亡A と利害関係人が別居解消に向けての前向きな話合いをした等の形跡は確ではなく、両名の婚姻共同体を維持しようとする積極的な意思があったことを推測させるものもないというべきである。
- イ 利害関係人は、亡Aとの別居後も、 しばらくは月○○万円、ボーナス時 ○○万円の生活費をもらっており、 d社の業績の悪化に伴いその額は一 方的に減額されたが、平成○年○月 まで生活費の振込みが続いた、また、 マンション管理費の振替えは亡Aが 病に倒れるまであり、亡Aから子供 たちの学費の支払と小遣いは、Dに ついては社会人になるまで、Eにつ いては亡Aが亡くなる直前まで続い ていたなどと主張しているが、通帳 ①及び通帳②は亡A名義のものであ るから、前記1の(7)で認定した亡 A名の振込みや預金の引出し等が亡 Aから利害関係人への経済的援助の 事実を直ちに示しているものと認め ることはできない。また、通帳③上 で認められる亡A名の総額○○○万 ○○○○円の振込みは、別居期間中 の亡Aから利害関係人への経済的援 助と認められるが、それは月平均○ 万円足らずのものであるから、生活 費としては不十分であったといわざ るを得ず、また、平成○年○月○日 をもって亡A名の振込みが終了して

- いることなども勘案すれば、それ以後の生計維持は途絶えたとみるほかない。本件明細表上で認められる亡A名の総額〇〇万〇〇〇円の振込みは、亡AからEへの養育費若しくは小遣いであったとみることけるさい、月平均〇万〇〇〇円程度のものであるし、利害関係人への直接の経済的援助とは様相を異にするものであるから、それをもって、本と利害関係人との別居期間中、両名が生計を同じくしていたと認めることは困難である。
- ウ 利害関係人は、亡Aと離婚の合意はしていない、離婚についての不受理申請を出していたなどと主張しているが、本件書面の内容は、亡Aと利害関係人との婚姻関係が既に実質的に破綻し、その状態が長期間にわたって固定化していたことをうかがわせる内容であるといわざるを得ない。また亡Aと利害関係人間の音信の点も、その具体的頻度・内容は本件資料上明らかでないし、仮にある程度のものがあったとしても、上記の認定・判断を動かすには至らないとみるのが相当である。
- (2) 請求人が亡Aによって生計を維持していた配偶者であったかどうかであるが、次のような事情並びに前記のような請求人及び利害関係人がそれぞれに述べている内容を総合勘案するならば、亡A死亡の当時において、請求人は亡Aによって生計を維持していた配偶者であったと認定するのが相当である。
 - ア 請求人が平成〇年〇月ころから亡 Aと同居し、その後亡Aとの間に生まれたFと共に、亡Aの死亡までの約〇〇年間の長期間にわたり、事実上の婚姻関係を継続してきたことは、前記1の(2)、(3)及び(8)の認定事実から明らかである。
 - イ 前記1の(2)に記載したように、 請求人の平成○年中の総所得金額は

○○○万○○○○円であり、死亡した者によって生計を維持していた配偶者かどうかを認定する際の所得基準を満たしていた。

(3) 以上によれば、社会保険庁長官が、 請求人に対し、亡Aの死亡に係る遺族 給付を支給しないとした原処分は不当 であり、取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。